

令和6年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和7年1月29日（水）午後2時28分から午後3時56分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置を定めることを適当とする旨，答申することを決定

(2) くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

→ 原案のとおり漁獲可能量を設定することを適当とする旨，答申することを決定

(3) くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

→ 意見なし

(4) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

→ 意見なし

令和6年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和7年1月29日(水) 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	(会長) 阿 久 根 金 也	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	川 畑 三 郎	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	楠 田 勇 二	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	小 崎 春 海	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	迫 田 洋 則	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	(会長職務代理者第1位) 重 信 雅 彦	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	田 村 真 一	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	野 村 敬 司	○
学 識 経 験 委 員	(会長職務代理者第2位) 柳 原 重 臣	○
学 識 経 験 委 員	佐 野 雅 昭	×
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	○
中 立 委 員	肥 後 正 司	○
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	前 田 祝 成	○

(出席者) 13人

(欠席者) 1人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業調整係技術主査	小 路 口 拓 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平
水産振興課漁業監理係技術主査	保 科 圭 佑
水産振興課漁業監理係水産技師	吉 田 悠 馬

— 令和7年1月29日（水）午後2時28分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、委員14人中13人の出席をいただいております。漁業法第145条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○ 阿久根議長

今年初めての委員会ですが、おめでとうを言う時期でもないです。なかなか暖冬と言いながら、東シナ海側では2月10日くらいまでは大時化で漁に出れない状況で、一番最盛期に出れない状況が西薩で起きております。マダイのTAC等の問題がありますので、できる限り皆でタイを水揚げして漁獲量を確保しなければならないときに大時化で、どうもできないなと思ってるところでございます。

【議事録署名者の指名】

○ 阿久根議長

議事に入る前に議事録署名者について、私から指名することによろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは今回は重信委員と、前田祝成委員をお願いいたします。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

早速議題に入ります。

【議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（小路口技術主査）

水産振興課漁業調整係の小路口です。座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、まず1ページの諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文)

水振第729号
令和7年1月29日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（小路口技術主査）

それでは2ページをお開きください。今回、複数の漁業種類がございますので、担当ごとに説明させていただきます。まずモジャコ漁業についてです。

制限措置については、昨年度と同様です。操業区域は鹿児島県沖合一円、漁業時期は3月1日から7月31日まで、船舶の総トン数と馬力数は定めなし。

許可すべき船舶の数は、事前に要望調査を行っており鹿児島県は114隻、大分県は30隻でございます。漁業を営む者の資格は、許可を受ける者の要件となっており、本県では、需給双方の漁協間で需給契約を結ぶことを義務付けております。採捕を行う漁協は、採捕者である漁業者と納入契約を結ぶこととなっておりますので、このような記載としております。

下段は、大分県の漁業を営む者の資格となっており、鹿児島県と大分県の両県漁業者団体の間で操業の協定を締結しております。本県の漁業者のモジャコ漁期終了後、大分県の漁業者が本県海域でのモジャコ漁業を操業することとなっております。

「(2) 申請すべき期間」は。記載のとおりです。ただ、公示の際は、この括弧書きで記載している曜日については、削って公示させていただこうと思います

「(3) 漁業許可の有効期間」は令和7年3月1日から同年7月31日で、漁業時期と同様です。モジャコ漁業に関しては、漁業調整規則では1年間と定められておりますが、「(4) 許可の有効期間を短期とする理由」として、稚魚を採捕する漁業ですので、過剰な採捕は資源管理上問題があることと、本県海域への来遊も限定されていることから、これまでと同様、短期許可としております。

以上がモジャコ漁業についての説明です。

○ 事務局（山神水産技師）

水産振興課の山神です。「2 さんご漁業」の説明をする前に、資料の9ページを御覧ください。制限措置の説明に先立ちまして、さんご漁業の許可等に関する取扱方針の改正について御報告させていただきます。

さんご漁業については、昨年度より許可方針改正の協議をさせていただいており、鹿児島海区漁業調整委員会には令和5年6月、熊毛海区漁業調整委員会には令和5年12月に承認をいただいたところです。その後、奄美大島海区漁業調整委員会との協議を重ねる中で、当初、鹿児島海区漁業調整委員会にお示ししていた制限に加え、9ページに掲載している「改正内容」の「許可条件」欄の一番下、「枯れさんご採取停止」に関する条件を追加しました。これは資源管理の実効性の観点から追加したもので、生さんごの採取上限に達して採取停止を発令する際に、枯れさんごも同時に採取停止とするものです。奄美大島海区には令和6年12月に承認いただき、全ての海区漁業調整委員会で承認をいただきましたので、令和7年1月1日付けで方針を改正しております。改正後の方針は10ページ以降に掲載していますのでお目通しください。

資料3ページにお戻りください。「2 さんご漁業」に関する制限等についてです。さんご漁業は1年許可となっており、今回は令和7年度の許可をするためのものになります。制限措置の内容は表に示しているとおりで、許可すべき者は1者、例年どおりとなっています。操業区域は、別表として4ページに掲載しております。申請する期間は、令和7年2月21日から3月21日まで、許可の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっております。

5ページを御覧ください。「3 刺し網（きびなご流し網）漁業」です。

こちらは北さつま漁協から3隻、甕島漁協から1隻の新規許可の要望があったものです。制限措置は表に示しているとおりで、他の許可者と内容を揃えております。申請期間は令和7年1月30日から2月14日まで。きびなご流し網の許可が3月1日で更新を迎えますので、許可の有効期間は、更新後の他の許可者に合わせて令和7年3月1日から令和10年2月29日までとしております。

6ページを御覧ください。「4 刺し網（きすまわしさし網）漁業」です。こちらは、北さつま漁協から1隻の新規許可の要望があったものです。制限措置の内容は、表に示しているとおりで、他の許可者と内容を揃えています。申請すべき期間は1月30日から2月14日、許可の有効期間は、他の許可者に合わせ、許可日から令和10年1月31日としております。7ページ以降は参考資料ですので、お目通しをお願いします。説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○ 阿久根議長

ただいま県執行部から説明がございましたが、委員の皆様方から御意見・御御質問ございますか。重信委員。

○ 重信委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、このさんご漁業の1隻というのは深田サルページの1隻ということですか。

○ 事務局（山神水産技師）

御認識のとおりです。

○ 重信委員

深田サルページとは別に、新規でずっと要望していた業者は、今回もまた申請できないということなんですか。

○ 事務局（山神水産技師）

方針の改正を1月1日に行いまして、その要望があった方に対しては改正内容については御説明したところです。現在その方は申請するため、方針に適合した計画書づくりを進めているところで、方針に合致した内容が整った段階で、改めて海区漁業調整委員会へ制限措置を諮問させていただく方向です。

○ 重信委員

わかりました。

○ 阿久根議長

3月21日までの許可申請期間中に揃えられれば申請する可能性があるということですね。はい。

ほかに委員の皆様方からございませんか。柳原委員。

○ 柳原委員

同じくさんご漁業について、枯れさんごと生さんごを同時に採取停止ということですが、この枯れさんごと生さんごについて具体的にどういうものか説明していただきたい。

○ 事務局（山神水産技師）

生さんごと枯れさんごについてですが、生さんごは採取する時点で生きていて、岩盤にくっついているようなもの、枯れさんごはもう折れてしまっていてその辺に転がっているようなものという違いになります。

実際に出品して入札されるときには、生さんごと枯れさんごは別々に取り扱われているようです。

○ 柳原委員

枯れさんごも生さんごと同じくらい価値があるものという見方でいいですか。

○ 事務局（山神水産技師）

枯れさんごの中にはポツポツと穴が空いているものもあるため、生さんごほどの価値はないようですが、それなりに価値があるため、採取されているようです。

○ 柳原委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 阿久根議長

枯れさんごは死んで折れているわけですね。それまで採取停止にする意味は。

○ 事務局（山神水産技師）

枯れさんごは再生産しないものになるため、資源管理上、管理が必要なものかと言えば必要ないものだと思います。一方、生さんごは採取できないが枯れさんごは採取できる取扱いとした場合、海面上から見たときには、どちらを採取し

ているのか分からない。どうしても取締り等を考えたときに実効性がなくなってしまいう面があるため、同時に停止する扱いをしています。

○ 阿久根議長

わかりました。ほかに委員の皆様からごさいませんか。田村委員。

○ 田村委員

モジャコ漁業について、大分のモジャコ漁は、鹿児島県が終わってから許可するのか、去年は鹿児島県が終わらないうちに開始していた記憶があるんですけども、その説明をよろしくお願いします。

○ 事務局（小路口技術主査）

許可上は3月1日から7月31日までで、これは大分県も本県も同様となっております。ただ、大分県と鹿児島県の漁業者間で、協議会の方で結ばれた協定に基づいて鹿児島県の操業が終わった後に漁業できると取り決めをしております。

運用上、許可書は大分県庁へ送付しておりますが、大分県庁から漁業者へ交付していない状況です。鹿児島県から終わった旨の連絡があった後に、実際交付して入漁している状況です。去年については、大分県が鹿児島県海域に入漁した実績はゼロとなっています。通報も協定に基づきいただくようになってますが、報告いただいておりますので、大分県が昨年入ってきたということは、なかろうかと思います。

○ 田村委員

大分県の要請があつてから鹿児島県が了承して、大分県が鹿児島県海域に入るということですか。

○ 事務局（小路口技術主査）

協議会が、鹿児島県の採捕状況を見て「鹿児島県で終漁した」と判断しましたら大分県へ連絡をして、大分県の入漁が開始されるという整理です。

○ 田村委員

はい、わかりました。

○ 阿久根議長

ほかにありませんか。では私から。モジャコ漁についての始め方、それから鹿児島県の終漁の在り方については、この2～3年、現場でも協議会でも意見が分かれているところです。今年もホテルレクストン鹿児島でモジャコの協議会が行われるようです。

大分県から漁獲した尾数が鹿児島県に報告されていると思いますが、ブリもTACの対象魚種となり、鹿児島県海域で操業したものについて、鹿児島県は大分県から報告のあった数字を信じてカウントしていると思います。

現場では10万匹に対して30万、40万匹漁獲して、それが鹿児島県のモジャコの単価を下げる要因にもなっている。ハマチ、ブリに関しても国の計画尾数よりも大分県は遙かに漁獲している。鹿児島県はそのようなことはございません。計画

尾数を超えて供給，養殖をして利を得るようなことはなく，餌が高騰している状況でむしろ計画尾数に対してキャンセルをしているような状況です。

去年の協議会でも話がでたように，やはり鹿児島県海域で漁獲したモジャコですから，鹿児島県が尾数を把握する方法，検量する方法を取らないと。現場では，10万匹に対して30万，40万匹漁獲しているのは業界では有名です。一昨年でしたか，大分県は何度も延長して鹿児島海域で漁をしましたが，そのときも，実際は30万，40万匹漁獲しているそうです。

鹿児島海域では厳しく条件を付して，みんなで資源を守っていこうと頑張っておりますので，今度協議会でどういう意見が出るかは分かりませんが，協議会から要望を出す形とするのか。県が鹿児島県の宝として，TACにもなったブリの稚魚ですから，数のカウントに立ち会わない，若しくはそれなりの方法を取らないというのはいかなものかなと思っているところです。

それが養殖の価格の低迷につながりモジャコの買い控えにつながっていると他県の養殖業者からも聞いています。鹿児島県のモジャコは，大分県が計画尾数より遙かに漁獲して，それが安売りされている。売れなかったものは，ミンチにして餌にするという話まであるんです。鹿児島海域で漁獲した魚がそういう目に遭っているのを四国の業者もよく知っていますので，そこをもう1回考えていただいて，鹿児島県も資源管理という名のもとに，大分県が鹿児島海域で漁獲した雑魚について，例えば内之浦の漁協で鹿児島県職員が立ち会って検量をするというようなことをしないと。我々鹿児島県の漁業者は日々尾数を正確に報告しようと，一生懸命しているわけですから。ただ許可を出して，大分県からの報告を受けて，ちまたでは鹿児島県では10万しか獲っていけないものを1隻当たり30万，40万匹獲ってそれが何百万匹と流通に出ていると聞きますので，そこは考えた方がいいと思います。委員の皆様方も，現場ではそのようなことがあると知っておいた方がいいと思います。どういう形で要望がなされるか。前回の総会で「業界からの要望であればそれなりのことは考えます」と県から回答があったと聞いておりますので，私の漁業者としての意見でございました。

他に委員の皆様方から何かありますか。

それでは，ないようですので，議題1の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は，原案のとおり定めることが適当である旨，答申することによりたいです。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは，そのように答申することに決定いたします。

【議題2 くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題2は，「くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について」です。

これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（吉田水産技師）

水産振興課の吉田です。座って説明させていただきます。

本事項は諮問事項でございますので、まず諮問文を読み上げます。次のページをお開きください。

（諮問文）

水 振 第 6 8 3 号
令和7年1月29日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定
について（諮問）

このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（吉田水産技師）

次のページをお開きください。

はじめに、令和7年度につきましては、昨年末に開催されましたWCPFCの年次会合において、小型魚10%、大型魚50%の増枠等の措置が採択されたことにより、当初配分数量が令和6管理年度より増加しております。

まず、30キロ未満の小型魚についてです。令和7管理年度、本県に配分される数量は41.3トンです。本県の令和6管理年度における当初配分数量は14.2トンでしたので27.1トン増枠となっています。管理区分への配分ルールは、おおむね1割を県留保とし、残りのおおむね9割を、平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

次に、知事管理漁獲可能量の設定についてです。管理区分ごとへの配分については、直近の令和5管理年度の漁獲実績を反映したいと考えており、これを踏まえた配分比率は、定置漁業が74%、その他のくろまぐろ漁業が26%となっています。以上のことを踏まえ、県留保の4.1トンを除きました37.2トンを前述の比率で按分しますと、定置漁業は27.5トン、その他のくろまぐろ漁業が9.7トンとなり、この数字を採用したいと考えています。

また、小型魚につきましては、各管理区分で上半期と下半期に分けて管理することとしており、上半期等への配分につきましては、それぞれの管理区分における最大実績とし、採捕停止とならないような数字にしたいと考えており、その数字が、定置漁業の上半期が6トン、下半期は残りの21.5トン。その他漁業の上半期は2トン。下半期は7.7トンとしております。上半期に消化しなかった漁獲枠に

については、下半期に繰り越されることになります。

次に、30キロ以上の大型魚についてです。

令和7管理年度に本県に配分される数量は30.8トンです。令和6管理年度における本県の当初配分数量は8.9トンでしたので、21.9トンの増枠となっております。管理区分への配分ルールにつきましては、小型魚と同様ですので割愛します。

続いて知事管理環境が可能量の設定についてです。大型魚についても、管理区分ごとの配分には、小型魚と同様、直近である令和5管理年度の漁獲実績を反映したいと考えています。これを踏まえた配分比率は、定置漁業が61.2%、その他のくろまぐろ漁業が38.8%となっています。以上のことを踏まえ、県留保3トンを除いた27.8トンを前述の比率で案分しますと、定置漁業は17トン。その他漁業は10.8トンとなり、この数字を採用したいと考えております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 阿久根議長

県の説明が終わりました。ただいまの説明について、委員の皆様から何か御質問・御意見ございますか。ございませんね。

それでは、特に御意見はないようですので、議題2の「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり漁獲可能量を設定することが適当である旨、答申することによろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申いたします。

【議題3 くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

○ 阿久根議長

それでは議題3、議題3は「くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」です。こちらは報告事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（吉田水産技師）

水産振興課の吉田です。続けて報告させていただきます。

くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について御説明します。

1枚めくって1ページをお開きください。

まず、概要です。今回は令和6年4月1日から令和7年3月31日までを期間とする令和6管理年度において、県留保からの配分と、秋田県からの融通を受け、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分しましたので、その報告となります。

具体的な内訳としては、県留保枠から大型魚1.3トン、小型魚が2トン配分し、秋田県から大型魚7トン、小型魚2トンを融通していただいております。

各管理区分への配分ルールとしては、おおむね1割を県留保とし、残りの9割を、平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じ、それぞれの知事管理区分に

按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分します。

配分方法については、令和2～4管理年度の漁獲実績をもとに、管理区分ごとに次の比率で配分しており、今回譲渡いただいた部分についても同比率を適用しました。

まず、30キロ未満の小型魚についてです。2－1を御覧ください。

小型魚の配分比率については、定置漁業対その他くろまぐろ漁業が79対21となっています。小型魚は、秋田県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて4トンの追加となり、下半期の漁獲可能量に定置漁業へ3トン、その他くろまぐろ漁業に0.8トンの追加となっています。秋田県さんからいただいた2トンのうち0.2トンについては一旦県留保へ配分しています。

そのため、変更後の漁獲可能量は、定置漁業が19.9トン、その他くろまぐろ漁業が5.4トンで、合計で25.3トンとなりました。上半期と下半期を分けて説明しますと、定置漁業の上半期が1.9トン、下半期が18トン。その他くろまぐろ漁業の上半期が0.5トン、下半期が4.9トンとなっています。

次に、大型魚について御説明します。1枚めくって2ページをお開きください。

大型魚の配分比率は、定置漁業対その他くろまぐろ漁業が63対37となっております。大型魚は、秋田県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて8.3トンの追加となり、定置漁業は5.3トン、その他のくろまぐろ漁業が3.0トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が13.4トン、その他のくろまぐろ漁業が7.7トンで、合計21.2トンとなりました。

小型魚における県留保からの追加配分については、1月17日付けの県公報において告示済みです。

また、秋田県からの融通は1月31日付けの県公報により告示予定となっております。

なお、資料に掲載しておりませんが、令和6管理年度の漁獲実績として1月27日時点で、定置漁業における大型魚は13.4トンの漁獲枠に対し約97%の消化率となる12.9トン、その他漁船漁業における大型魚については7.7トンの漁獲枠に対して約48%の消化率となる3.7トンとなっています。

また、大型魚につきましては、定置漁業が昨年6月26日から、その他の漁船漁業が同月29日から採捕停止となっていたところですが、今回の変更に伴い、令和7年1月31日の告示をもって、大型魚におけるその他漁船漁業については、採捕停止命令を解除する予定としています。

一方、定置漁業における小型魚は19.9トンの漁獲枠に対し、約43%の消化率となる8.6トン。その他漁船漁業における小型魚は5.4トンの漁獲枠に対して約94%の消化率となる5.1トンとなっています。小型魚におけるその他漁船漁業につきましては、1月20日より採捕停止となっているところです。

以上で説明を終わります。

○ 阿久根議長

ただいま県から報告事項として説明がありました。これは報告事項です。

何か質問等はございますか。

報告事項についての御意見・御質問はないようですので、これはこれまでといたします。

【議題4 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

○ 阿久根議長

続きまして議題4。議題4は、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」です。こちらも報告事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

水産振興課の保科です。資料4に基づいて説明させていただきます。

今回は、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についての報告です。

「1 変更理由」を御覧ください。今回は、関係者合意に基づき、国留保枠から追加配分がございました。それに伴い、知事管理漁獲可能量を変更したところです。内容については12月27日付けで県公報で告知済みとなっております。

具体的な内容について、「(1) 本県に配分された都道府県別漁獲可能量」です。今回は当初、1万5000トンのところ、追加で2000トンいただき、1万7000トンで管理することとなりました。サバの管理年度は7月開始、6月終了となっておりますので、令和6年7月から令和7年6月までの管理となります。

こちらの1万7000トンの配分方法については「(2) 配分ルール」に記載していますが、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じて按分としております。これは「(4) 漁獲実績と配分比率」に表を掲載しておりますが、令和2～4年までの3年間の平均比率を求め、それを知事管理区分に按分するといったものです。したがってまき網漁業は88.4%、その他の漁業は11.6%というのが今回の比率となります。そして残りのおおむね1割を県留保枠といたします。以上が当初の配分方法ですが、以下に記載しておりますとおり、当初の漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分も行っております。その結果が「(3) 変更案」です。

まず、まき網まさば及びごまさば漁業については、変更前1万1,900トンのところ、変更後は1万3,500トン、その他漁業はいずれも現行水準であります。目安水量が1,600トンから1,800トンに、そして県留保枠は1,500トンが1,700トンとなりました。

なお、1月23日時点で約3,300トンほど漁獲があり消化率で言うと19%という状況でした。以上で報告を終わります。

○ 阿久根議長

ただいま報告がございましたが、委員の皆様から何かございませんか。

特に明日、福岡県でまさば及びごまさばに係る協議もあるようです。

鹿児島県としては、できる限りの数量をいただきたいのはもちろんですが、他県とも良好な関係を築いて融通し合いながら運用していければと思っております。

野村委員、何かないですか。

○ 野村委員

この間、TACの意見交換会に出席したんですが、他県はかなりごまさが獲れているようで、鹿児島県はかなり低いんですよ。今は枠を貰って運用していますが、このままだと鹿児島県は結構厳しいのかなと思いながら話を聞いてました。

よその県、特に島根県は獲れていて、皆「枠がほしい」と言っていました、鹿児島県としては現状、枠を消化しきれていない感じです。以上です。

○ 阿久根議長

ほかに御意見、御質問等がないようですので、ここまでといたします。

【その他】

○ 阿久根議長

その他でございます。本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何か御意見や御報告ございますか。

それでは執行部から。

○ 村田事務局次長

漁業調整係の村田です。資料は、最後の方にクリップ留めしてあります。

「今後の許可漁業の在り方の検討について」ということで、今後の知事許可漁業の方針について漁業調整係で検討していることを説明した上で、委員の皆様方から、御意見をお聞きしたいところです。座って説明させていただきます。

「今後の許可漁業の在り方の検討について」ということで、まず、下に表を載せております。こちらは鹿児島県内の漁業就業者数、そして知事許可漁業の件数の推移を示しています。昭和58年に1万5000人近くいた漁業者は、現在5000人を切っている状況になっております。知事許可漁業の件数も、平成15年に2,851件あったものが、現在1,212件というところでございます。

下に「現状」として書いておりますが、就業者数が5000人を切ってしまいました。また、知事許可漁業においても、桁打たせ網漁業という、皆さんも御存じだと思いますが、八代海・不知火海のシンボルで、帆を立ててエビを獲る漁業ですが、こちらも昨年8月に廃業届が出され、鹿児島県の桁打たせ網漁業は消滅した状況になっております。

また、本県の主力漁業の1つであるごち網漁業、阿久根会長もされていらっしゃるごち網漁業も、3年前の前回更新から14隻減少している状況で、20年間で120隻、県内で減少している状況です。知事許可漁業全体で見ても25年ほどで約7割減少している状況でございます。加速度的に許可数が減少している状況は、本県の沿岸漁業の衰退を如実に示しておりまして、生産力の低下・漁業の衰退に、もうすでに直結しており、危機的状況に陥っている状況です。

これらの状況を打開するため、知事許可漁業の方針、考え方等を転換していく必要があると考えております。裏面に「在り方の検討(案)」として示しています。

2つの柱を検討しています。こちらはまだ漁業調整係としての案ではあるのですが、資源管理監、水産振興課長にもこの内容について話をしており、方向性に関してはおおむね了解をいただいているところです。海区漁業調整委員会の意見も聞いてしっかり検討するよう指示をいただいております。

1つ目ですが、知事許可漁業の制限条件(操業区域、時期など)について、現

在いろいろな制限が掛かっていますが、こちらについて大胆な見直しをしていく必要があるのではないかと考えているところです。見直しの主な視点としては、主力漁業者である60歳以下の生業の存続というところです。それと、漁業における稼ぐ力を向上させていく必要があると考えております。

これまで操業区域や許可条件を緩和する際には、関係漁協の理解が得られていることを前提に、我々、許可担当の漁業調整係において検討を進めていたところですが、1つの海域に多くの漁業種類や漁船が輻輳して操業している時代は既に終わっているにもかかわらず、海域の有効活用について前向きな議論ができてない状況が現実としてあろうかと思えます。

具体的に言いますと、例えば北さつま漁協で棒受け網をされている方々から、今イワシが獲れるということで、甕島沖合ですくい網漁業をやりたいという話があります。甕島漁協と協議を重ねておりますが、なかなか了解してもらえない。了承しないことに明確な理由があれば、そこを整えていく意思はありますが、そもそも議論に乗ってもらえない状況にあります。そのようなことを続けた結果が漁船漁業の衰退につながっているのではないかと考えているところです。

「見直しの方法」に書いてありますが、まずは海区漁業調整委員会としっかり連携して取り組んでいく必要があると考えております。県が強引に進めていくのではなく海区委と連携してまいります。また、県内全ての漁協・漁船漁業の業者会等へ要望調査を実施することを考えております。仮に要件を緩和した際に、操業トラブルが発生した場合は、海区委と連携して速やかに対処できるような体制を構築していく必要があると考えておりますので、仕組みづくりをしっかりとやっていきます。

また、漁業調整が整わないものもあろうかと思いますが、そういったものについては試験操業として実施した上で、漁業調整上の課題を抽出し、対処してまいります。まずはやってみて、出てきた課題をしっかりと整理していき、状況によっては元の許可の内容に戻すというようなことを考えております。

2つ目の大きな柱は、資源管理の推進です。現在多くの資源管理計画が策定され、取り組まれているところですが、そのようなものに基づかないような魚種もあろうかと思えます。例えば月日貝についても保護区の設定や禁漁期間の設定などに積極的に対応していくことが必要と考えております。

「今後のスケジュール（案）」を示しておりますが、本日、鹿児島海区委の皆様、我々の考えを説明させていただき、様々な意見をいただきたいと思っております。

今年度2月から3月にかけて、漁協・業者会等へ要望調査を進めていきたいと考えております。そして新年度、令和7年度になりましたら、要望の取りまとめを行い、その結果を開示して、漁協・漁業者から改めて意見をいただきます。要望された方からもそうですし、反対意見を持つ方もいらっしゃると思いますので、そういった方々からのヒアリングを行った上で、その結果について海区委へ報告して、それをどのように進めていくかということについて、協議をしていきたいと思っております。

協議が整ったものについては順次、海区へ諮問、場合によっては、試験操業というような形で進めていきたいというのが我々の考えです。

要望を調査しますが、条件や制限が解除されることで、自分たちの現状がどのように変化していくのか、漁業経営がどのように変わっていくのかを要望の中で

説明していただく形にして、自分たちだけではなく、漁協や地域の漁業にとってどのようなメリットが生まれるのかという点も考えた上で要望していただきます。

そして、反対する方も当然いらっしゃると思いますので、その方の意見も聞くために、具体的なデメリットもしっかり示していただこうかと考えています。

これは県としても考えないといけないことですが、このような大胆な見直しを行った先に何を見いだしていくのか。公益性や地域社会にとってのメリットをしっかりと検討した上で進めていこうと考えております。

以上が我々の考えている方針ですが、委員の皆様、特に漁業者代表については地域や漁業種別を代表されているかと思います。この海区の委員も4年間の任期をもって、4月からは新体制となりますが、現委員の皆様方にはこの4年間、いろいろな状況を見てきていただいたかと思います。できればお1人お1人、多分意見なり、提案なりいただければなと考えております。以上です。

○ 阿久根議長

私から。委員になって12年間、会長を仰せつかって8年間、現状に見合った、漁場の見直しや許可制限の見直しをずっと考えてまいりました。例えば西薩海域におきましては、いろいろなことがありましたが、ごち網、バッチ網についてはある程度の制限条件の緩和がなされて、今ちょうど丸10年目ですか、新しい許可内容になってから。10年前に漁場拡大がなされてなかったら、私は今従業員を3人抱えてやっておりますが、漁船漁業の個人では一番うちが大きいと思いますが今の状況はなかったと思います。10年前にある程度の改正がなければ今の私はないと思います。その状況を見て、江口漁協での新規就業者も3、4人。20代、30代の子育て世代の方々が新規就業者として私たちのごち網を目指して就いております。

いわゆる反対するための反対で、現在は生業としていない、一世を風靡した70代、80代の方々が、自分より大きな漁業を敵と見なしてデータなどの根拠もなくずっと反対されていて、10年前にやっとの思いで少しだけ緩和できましたが、それでも今も窮屈な思いをしていることが多々あります。今回県が前向きに検討するというので、もう既に時遅しと諦めてはいけないと思います。実際は遅いだろうと思いますが、このままじゃ私も62歳で、ごち網漁業者の一番若い世代の子たちはまだ一人前になっておりません。現役では私が一番若くて62歳。10年後には私も引退するときです。これが鹿児島県のごち網業者の実態です。あと10年したらプロがいなくなると思います。だから自分のうちに見直しを、やっぱり時代に即した漁船、漁具。獲り尽くのではなく、まだ有効利用されてないところがたくさんあると思うので。制限条件を掛けて海を守って魚を守って、10年後にそれを回収する漁業者がいなくなったら、日本のタンパク源を守ってきた漁業者がいなくなり漁村がなくなるという状況が既に見えておりますので、今回の県の案は早く進めた方がいいと思います。

ここに月日貝について書いていますが、自然の貝類は、爆発的に数年獲れて、2～3年したらいなくなることを繰り返すというのが貝類、月日貝の習性であるようです。漁協によって操業時間や販売方法が違っているので、なかなか同じ時期に一斉禁漁というのは難しいだろうけど。返って一斉禁漁して一斉に獲れば、鹿児島県でしか反応がない月日貝を、一挙に漁獲しても、今の状況では鹿児島市場で2トンを超えると2、3日すれば200円を割ります。そうだとって、我々は遠慮し

て話し合って、うちと笠沙漁協はよく漁に出なかったりして、江口漁協が500キロぐらいしか漁獲出来なかったら、500円ぐらいポンと値が出るような状況ですので、漁業者同士の出荷時期が重ならないようなやり方を。一斉禁漁して一斉に出荷すれば、ホタテみたいに海外に出荷したり、冷凍施設や加工施設が整っていたりしているものであればいいですけど、月日貝という鹿児島県独自のものを一斉に止めて一斉に水揚げすると、すぐ単価の暴落になり、今度は漁獲量を増やさないといけなくなり、今度は1トン獲ってこないと済まなくなるから、返って資源管理上悪影響だと思うので、やっぱり操業時期を譲り合わせるとか、当番制・輪番制にして操業するとかいう方法も、いいのではないかと思います。禁漁したって、ホタテみたいに種苗生産ができあがっているわけでもないし、自然界で発生して爆発的に出たものは、そのときに回収しないといけないので、そういうことも勉強しながら、いかに単価を崩さず、皆に分散・分配できるシステムを構築することが貝類にとってはいいと、現場からは思います。

私からは以上です。ぜひ早急に、反対のための反対を聞いてこの現状になってますから、現状に即したことを。それと前から言っているように、反対する方々が本当に漁業の実態があるのか、データが出ていると私も聞いておりますので、基本的には反対の方々にはデータを持って、凜とした体制で調整した方がいいと思っています。

○ 重信委員

会長が長かったので簡単に話します。県がこのように前向きに考えていることは非常にいいことだと思います。以上です。

○ 楠田委員

国の予算がやっと3,000億円になりました。農業は米だけで3,000億円なんですよ。野村先生が農林水産大臣になったときに会って話をさせていただいたんですけども、農業は米だけで3,000億円。それに加えてハウス園芸、茶、酪農等もあることを踏まえると、漁業の予算があまりにも少なすぎると。

農業はある程度勉強をすればある程度のノウハウを習得できるんですけども、漁業は、新規で漁業をした場合、操業者の中でランク付けができ、獲る人間は獲るけれども、同様の設備をしても獲れない人間は獲れない。そういうことが多々あるわけです。漁業分野をもう少し皆さんが簡単にできるような、資金の問題にしても、考えていく必要があると思います。

合併に関しても、合併しても共同漁業権が合併にならない。3つの漁協が合併しても3つの共同漁業権を有効活用できない。合併しても共同漁業権内は自分達のものだと。そういう問題もこれから先は考えていかないといけない問題だと。我々もバッチが主体の漁協ですけどもまた2統廃業になりました。

そのようなことを考えれば、沖出し延長もしていただいたり、いろいろな方策を取ってますけれども、漁業者の実態が向上できない何かがあるんですよ。そういう面を掘り下げて、飯を食える水産業、漁業者を育てていかないといけないと思います。

○ 小崎委員

私は棒受け網漁業をやっているんですけども、先ほど説明があったように、

先日甕島漁協にすくい網の漁場拡大のお願いに行ったんですが、日にちの設定まではさせていただいたんですが、門前払いされたということで、「もう来るな」と。

日程は決まっていたんですけどね。それでも組合長から電話が来て、「もう来てくれるな」と。そういう意見もあると思うんですよ。だけどそういう意見ばかり聞いた結果だと思うんですよ。だから、少数意見も大事だと思うんですが、今後水産業を発展させていくためにはやはり後継者、若い人たちが残れるような方策はどういう方策なのかを県も本腰入れて考えていかないと。うちにも20代、30代の若い子がいます。だけど今のままだとあと10年続けられるのかなという気がします。その状況を打開するために、今イワシがだんだん増えてきつつあります。イワシが多くなるとすくい網じゃないと獲れないということで。ウルメイワシは値段はすると思います。ウルメイワシを狙うためにも今の漁場だけでは無理じゃないかなと。

もう30年ぐらい前から漁場を広げてくれってお願いしてるんですが、それがまかり通らないということで、ずっと流れてきたんですが、そういう時代と比較すると今動ける船は、以前は30隻いましたが、もう5、6隻しかいないんですよ。そういうことを考えると甕島漁協の方が言われるような、昔みたいに競合する時代ではないんじゃないかなと思ってます。今後要望を聞く時期がございますので、そのときはぜひ、よろしくお願いしたいと思ってます。以上です。

○ 迫田委員

今後の漁業許可の在り方ということで、ぜひ今後やっていただきたい。ただ、私ども県知事許可で1隻、刺し網漁業者がいたんですけども、もう高齢で沖合には出られないということで昨年、県の方に知事許可を返納いたしました。というのも共同漁業権内の操業では知事許可は要らないと聞きましたので県の方に知事許可を返納した経緯がございました。

それから、先ほど会長からごち網ついて話があったんですが、約10年前に、私どもいちき串木野市の4漁協、羽島・串木野・島平・市来と、4つの漁協に対して、ごち網の操業許可の拡大という要望が上がってきて、私ども、この4漁協の組合員約200～300名の方から非常に厳しい意見が出たわけです。

この状況は会長が一番御存じだと思いますけれども、その中で何回となく、県の方とも協議をしながら、最終的には、県の現在役職についているある方から呼び出しがありました。「このごち網の拡大を認めないことには、この4漁協から上がってきた、いろいろな要望等については考えざるを得ないですね」と。はっきり言わせていただければ脅しのような、そういうことがあって、我々4漁協集まって、最終的には2漁協で承認という形でごち網の沖出しが可能になったと理解をしております。ただし、この案を、当時の海区漁業調整委員会の中で既に沖出しが決定されていると、我々は全く知らなかったんですが、県が沖出しを許可していたことがその時点でやっと分かったんです。その経緯、阿久根会長も十分御存知だと思いますけれども、ただ反対しているわけではなくて、いろいろな状況があってそういう判断になっていることを御理解いただきたい。

それから、うちの組合員からも「組合長、今度のごち網の許可についてOKを出したらただではおかない」という、非常に厳しい意見もございました。そして、ごち網の沖出しが認められた、その数日後に、私の船のブリッジのガラスが割られていたというような、そういう強硬に反対された方が何名もいらっしゃいます。

そういう状況の中で、今のごち網の拡大が認められて操業していらっしゃるということだけは理解していただきたいです。以上です。

○ 田村委員

私は、湾奥の人たちを主に代表して、4年間、皆さんの意見を聞きながら、皆さんに報告する形をとっておりました。底引き漁業者は、昔は6件ありましたが、今は許可だけはあるんですけれども、操業している人はいない。もう獲れないとか、温暖化とか、そういう感じです。一本釣りは、高齢者で年金をもらいながら、アジやサバを、うちとかの生け簀に掛かっているものを釣っています。若い人たちはお客さんと呼んで一本釣り業をやっています。私のところではまき網も1統だけはやっています。前は3～4統あったんですが。養殖は今、餌がものすごく厳しくて、赤潮が出て、県へもお願いして公海上に施設を作ってくれないかと話をし、おかげさまで今出来つつあります。去年出来たもので難を逃れています、赤潮から。ということで、よかったんじゃないかと思っております。そういう感じで養殖も厳しいんですけれども、企業が入ったりしてるので、我々も企業から巻き込まれないよう頑張ってるつもりです。先ほど話がありましたモジャコについても、あまり多く出荷されると価格が下がるので、ぜひ大分県の問題にも対応してもらいたいというのが、お願いです。やはり1,800万尾を超えると、価格がボンと下がります。数字です。以上が湾奥の状況でございます。

○ 野村委員

あまり話すのは得意じゃないんですが、これを見たときに、前は良かったんだなと思って。すごく減っている理由もそれなりにあるんですけど。まき網漁業とは直接関係ないかもしれませんが、漁業許可の在り方に関係あるかも分からないですけれども、阿久根は磯枯れがひどくて、鹿児島島の海は段々と栄養分がないんじゃないかなと、栄養分があったら近くにとどまって魚もいるんじゃないかなと、そう考えたりしてます。

近くにいないから遠くに行って油を使う、悪循環な状態になってますけど、近海の磯枯れも解消するような、時間が掛かるかもしれないけどそういう取組をしていかないといけないんじゃないかなとつくづく思っています。まき網は獲れるときは獲れるように見えるかもしれないけど経費もすごく掛かって、経営が難しく見た目ほど良くはないですね、大変です。ただ、未来を考えたときに鹿児島島の海が豊かになってくれたら、もっと仕事がしやすくなると思ってます。以上です。

○ 阿久根議長

漁業者等委員以外の方からも何かあれば。

○ 前田祝成委員

少しお話をさせてください。今、皆さんいろいろな利害がある中で、仕事されている中で、いろいろな判断があろうかと思いますが、シンプルに考えて規制によって漁業者にチャンスロスがあるというのはやはりおかしいことだと思うんですね。なので、その部分をしっかりと判断して規制を緩和する方向に今回、県が考えていることについては非常に前向きだと思いますし、評価すべきことだと思います。それと、もう1つ。TACもそうですけれども、本当に自然の状況を

コントロールできるのかというところを、ここは謙虚に、世界的に、考えていけないといけない話で、例えばSDGsとか様々なことが言われていますが、環境について余りにも極端に制度化してしまうことによって、いろいろな弊害がここへきて出ていると思うんですね。なので、一番何が大事なのか、漁業者にしてもそうだし、先ほどの海の環境、海の状況のこともそうですけれども、余りにも極端に、反対派というのか、よく分からないですけれども、動きすぎることによって制約が出てしまうことについては、行政としても考え直す時期に来てると実は思っています。今回の件については、そういう感じですね。その他でもいろいろと言いたいことはありますけど、この件については、そういうふうに私は感じます。

なかなか漁協の合併の問題とか、課題も当然あるかと思いますが、その当りには私もよく勉強しながら、もし次もやらせていただけるなら、勉強しながらやっていければと思います。

○ 阿久根議長

他の委員の方。

○ 西委員

今、漁協の合併の話とか出てますけれども、41漁協ありますが、令和5年12月末の正組合員数は4,000名なんですね。この知事許可漁業の数字よりも少なくなっているということで、漁協も疲弊している状況です。

我々は県下一漁協合併を推進してますけど、漁業者が増えていかないことには漁協も当然衰退していくし、漁業者が多くないと漁業者へのサポートも漁協も減って出来なくなってしまうと思いますので、ぜひこの協議については、検討をしっかりとっていただきたいと思います。以上です。

○ 柳原委員

就業者が5,000人を下回ったということで、ここまで減ったんだと思うんですが、記憶からすると1万2,000～1万3,000人の頃から、どんどん減ってきていますが、5,000人切ったとなると今後、漁業はどうなるのかと。時たま仕事の関係で漁協を回るんですけど、漁協の職員もいないんですね。人も減っているし、たくさんいたのに今は1人とかになっていて、今後、漁業はどう展開していくのだろうということは課題として持っているところです。

ですからこの状況を踏まえて、県が今後の許可の在り方、多分水産庁が法改正したのもそのあたりを見越しての改正だろうと思います。各方面いろいろと問題があるわけですけど、今まで入口規制であったのを出口規制へと大幅に変えて、今後どう展開していくかということで。問題は多いわけですが、出口規制をして資源管理をすれば、極端なこと言えば入口規制は相当減らしてもいいと。管理がちゃんと出来るのであれば。ただ、現場の事情もありますから極端にそうするわけにもいかないんですが、漁業生産の基本と言われてる漁業法が大幅に改正されていますので、これを前提にした動きに今後なっていくと思います。

ですから今までの操業区域の拡大とか、そういった部分からのスタートではなくて、もう少し大胆な捉え方で、資源管理もある程度踏まえながら、漁業規制の部分弾力的に運用する、そういった検討が必要じゃないかなという気がしたと

ころです。先ほどのすくい網の漁場拡大の話があったんですけど、ちょうど私が県の担当をしていた頃に問題になりまして、甕島の反対が相当出て最終的には拡大できずに終わったわけですが、まだその問題が燻っているということを先ほど認識したところです。いきなり全漁業許可を対象とするのは大変ですので、現在、漁業拡大要望などの問題もありますので、そのあたりを切り口にしながら課題を整理して、場合によっては試験操業に踏み込むとか、そういう考えもありかなと。県が記載する主力漁業者の生業の存続はまさにそうだと思うんですが、年代を50代とすると会長が入らないんだけど、もう少し広げて中核で漁業をやる人たちの意見も聞きながら整理して、取り組んでいければと期待しているところです。大変な話ですので1つ1つ解決するように、ぜひ県の方も頑張ってくださいねと、漁業者皆の問題になろうかと思います。よろしくお願いします。

○ 肥後委員

資料を見て驚いております。昭和58年に1万5,000人余りいたのが、40年間で3分の1を超えるぐらい減少しているということを、各漁業者は実態を分かっているんじゃないかなという気がします。このことを県がそれぞれの漁業者へ説明する際には資料を示した上で、この漁業者の実態を示した上で説明した方が、説得力につながると思います。特に令和5年、約5,000人弱ですけども、65歳以上の方が約半数を占めてると考えた場合に、あと10年から15年経ったときには、鹿児島県の漁業そのものが完全に崩壊してしまう可能性があるんじゃないかなという気がします。

それからもう1つ、農林水産省は畜産へはかなり支援対策をとっています。私は十島村の村長しながら、畜産と漁業を十島の産業として進めてきたわけですけども、ある程度バックアップして、素人も取り組みやすい状況にありまして、村としても約5年間は就業支援制度として、1日ごとに日額の支援金を出して漁業も畜産も漁業もやっていたんですけども、結果的に残るのは畜産の方と。漁業の方は就業支援金が消えてしまう、自然にいなくなるような状況ですので、こういったことも含め、若い世代へいかにして漁業に取り組んでもらうかというバックアップを、国の方へも働き掛ける必要があるんじゃないかという気がします。特に今、野村先生並びに幹事長の森山先生もいますので、強力に働き掛ける必要がある気がいたします。以上です。

○ 阿久根議長

一通り回りました。今後については、大改革になるかと思いますが、将来を見据えて、皆さん力を合わせて知恵を絞って、譲り合うところは譲り合わせて、今反対している方々が10年後に漁業者として残っているのか、10年前に反対した人が今も漁業者として生業を立ててるのか、先を見ないと。ここ2、3年が勝負だと思いますので頑張ってください。以上です。

○ 村田事務局次長

貴重な御意見ありがとうございました。皆様から、ほかの施策もあって取り組む必要があるとか、反対意見もあるんだからしっかりその気持ちや意見も聞きたいという意見、海が豊かになってこそ漁船漁業だよという話、柳原委員の方からは、出口規制もされている状況なので、制度全体の改変というのにも必要なんじ

やないかという御提言もいただきました。我々もまさにそう思っているんですが、まずは出来ることをやっていくことが必要だと思っていますので、これから進めていきたいと考えております。このタイトル、今後の漁船漁業の在り方の検討についてと書いているんですけど、最初は、漁船漁業の緊急事態宣言についてとしていました。まさに緊急事態だと考えております。ここをどうやって脱却していくかというところをしっかりと考えていきたいと思っておりますので、引き続き、御意見等いただきたいと思います。今日はありがとうございました。

【閉会】

○ 阿久根議長

それでは、他に何もないようですので、これをもちまして、第6回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

— 令和7年1月29日（水）午後3時56分終了 —

議事録署名者

会長 _____

委員 _____

委員 _____